

〈記入例〉

様式第3号（第9条関係）

成年後見制度利用支援事業助成申請書

●●年●●月●●日

生駒市長 殿

申請者住所 **奈良県生駒市●●町●-●●**
 氏名 **生駒 花子 成年後見人 茶筌 太郎**
 電話番号 **0743-74-1111**

申請者は申請前に
 地域共生社会推進課までご連絡く

次のとおり、成年後見制度利用支援事業に係る助成を受けたいので、生駒市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

成年被後見人等	氏名（フリガナ） イコマ ハナコ	生年月日
	生駒 花子	昭和■■■年■■■月■■■日 年齢（80）
	住所（フリガナ） ナラケンイコマシ▲▲▲▲マチ （〒630-▲▲▲▲） 奈良県生駒市▲▲町▲-▲▲ 電話番号（0743-▲▲-▲▲▲▲）	
成年後見人等	氏名（フリガナ） チャセン タロウ	
	茶筌 太郎	
	住所（フリガナ） ナラケンイコマシ●●●●マチ （〒630-●●●●） 奈良県生駒市●●町●-●● 電話番号（0743-74-1111）	
申請内容	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便切手 4,300 円 <input checked="" type="checkbox"/> 申立手数料・登記手数料（収入印紙代） 3,400 円 <input checked="" type="checkbox"/> 診断書料 5,000 円 <input checked="" type="checkbox"/> 鑑定費用 50,000 円 <input checked="" type="checkbox"/> その他費用 300 円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人等報酬費用 276,000 円	
対象要件該当項目	該当する項目いずれかにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等支援給付受給者 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税非課税かつ申立費用・報酬費用を負担することが困難な資産状況にある者	いずれかにチェックをしてください。
	<input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人等が成年被後見人等の配偶者又は4親等内の親族ではない <input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人等は他市区町村の介護保険の被保険者又は他市区町村から介護給付費等の支給決定若しくは生活保護を受けている者ではない	

申立費用助成の場合

2ページをご参照のうえ
 助成額をご記入ください。

ご確認のうえ、チェックをしてください。
 該当しない場合、報酬費用助成の対象外となりますのでご了承ください。

成年後見人等報酬費用の算出方法

- ① 報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額と助成上限額を比較して少ない額を助成額(成年後見報酬費用)とします。
- ② 助成上限額は、対象者の生活の場が在宅にあっては月額28,000円、施設等へ入所(病院への入院も含む)にあっては月額18,000円とします。
- ③ 下記の場合等において、日割計算を行う必要がある場合は日割計算を行います。また、日割計算した上限額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

- ・ 対象期間の始期及び終期の属する月が1ヶ月未満の場合【具体例 1】
- ・ 在宅期間と施設等の入所期間が混在する月を含む場合【具体例 2】

〈例〉4月 月の日数 30日
報酬助成 4月 11日～
入院 15日
在宅 5日 計 18日間

対象外 10	入院 15	在宅 5
-----------	----------	---------

4月は入院(施設)とみなします。
18,000円×20/30=12,000円
※対象外も入院していたものとする。

【具体例 1】 在宅 (月額28,000円を上限とする)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在宅	在宅	在宅	在宅	在宅	在宅						

20日間

11ヶ月

報酬付与審判 273,344円 令和6年4月13日～令和7年3月31日

預貯金残高 550,000円(550,000-273,344 = 276,656円 < 300,000円) ※30万円以上の場合は対象外

令和6年4月11日～令和7年3月31日 在宅

5月～3月 28,000円 × 11ヶ月 = 308,000

4月 28,000円 × 20日/30日 = 18,666.666(1円未満切り捨て)

計 = 326,666円

①家庭裁判所の報酬付与額 273,344円

②生駒市の助成費用上限額 326,666円

① < ②

① 273,344円が交付申請額になります。

【具体例 2】 在宅から施設へ (月額在宅28,000円、施設18,000円を上限とする)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在宅	在宅	在宅	在宅	在宅	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設

20日間

4ヶ月

7ヶ月

報酬付与の審判 300,000円 令和6年4月16日～令和7年3月14日

預貯金残高 550,000円(550,000-300,000 = 250,000円 < 300,000円)

令和6年4月11日～令和6年8月25日 在宅

令和6年8月26日～令和7年3月31日 施設

在宅 26日

施設 6日

当該月に占める割合が多い方を生活の場とみなします。
同日の場合は月額28,000円を上限とします。

4月 28,000円 × 20日/30日 = 18,666.666(1円未満切り捨て)

5月～8月 28,000円 × 4ヶ月 = 112,000

9月～3月 18,000円 × 7ヶ月 = 126,000

計 = 256,666円

①家庭裁判所の報酬付与額 300,000円

②生駒市の助成費用上限額 256,666円

① > ②

② 256,666円が交付申請額になります。